

大阪府内 定期報告対象建築物と報告時期

■ 避難階※にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外（ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく）

※平成28年度・・・平成28年4月1日～平成29年3月31日

各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。

用途記号	報告対象の用途	規 模 ※1 (その用途に供する床面積の合計)	特殊建築物 の調査	建築設備の 検査 ※2	防火設備の 検査	
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの	平成 28年 31年 34年 (以降 3年ごとに 1回)	対象外	平成29年 度より 毎年1回 対象規模は 左記に同じ	
館	ポーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの				
博	博物館・美術館・図書館	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上のもの				
事	事務所 その他これに類するもの					
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があるもの	平成 29年 32年 35年 (以降 3年ごとに 1回)	毎年 1回 対象規模は 左記に同じ		
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	②客席部分の床面積が200㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの				
旅	ホテル・旅館	①3階以上に対象用途があるもの				
病	病院	②2階部分の対象用途に供する床面積が300㎡以上のもの (②は病院、診療所においては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)				
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	③地階に対象用途があるもの	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6		非常用エレベーターの設置されているもの※7
児	児童福祉施設等（※3） (要援護者の入所施設があるもの)	④病院、診療所、児童福祉施設等においては200㎡以上のもの (④は防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)				
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	①3階以上に対象用途があるもの ②2階部分の対象用途に供する床面積が500㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの ④3,000㎡以上のもの	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6	非常用エレベーターの設置されているもの※7	
飲	飲食店					
遊	キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店					
浴	公衆浴場					
遊個	遊技場（※4個室ビデオ店等に限る）	①200㎡を超えるもの（避難階にのみ用途がある場合も含む。）	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6	非常用エレベーターの設置されているもの※7	
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの				
寄特	寄宿舎 (※5に該当するものに限る)	①3階以上に対象用途があるもの ②2階部分の対象用途に供する床面積が 300㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6	非常用エレベーターの設置されているもの※7	
共特	共同住宅 (※5に該当するものに限る)	④200㎡以上のもの (④は防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)				
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6	非常用エレベーターの設置されているもの※7	

※ 避難階とは、直接地上へ通じる出入り口のある階をいう。

※1 報告対象規模（面積・階数の判断）については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。（各棟の面積を合計するのではない。）

表中①・③において、対象部分の床面積の合計が100㎡以下のものは階数にかかわらず定期報告対象外。（ただし「学」・「寄」・「共」を除く）

※2 大阪府内の建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。給排水設備は対象外。

※3 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業）施設に限る。

※4 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。

※5 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※6 堺市と池田市は非常用エレベーターの設置の有無に係らず建築設備の検査については報告対象外。

共同住宅の建築設備検査は、住戸以外の共用部分（ホール・廊下・階段・集会室・管理人室等）に設置されている建築設備が報告対象。

※7 防火設備の検査については堺市・池田市も非常用エレベーターが設置されていれば対象。